

平成21年12月2日

津幡町・市民グループ「風」

代表連絡世話人 宗田 良治 様

津幡町議会総務常任委員長 多 賀 吉

同 文教福祉常任委員長 道 下 政

同 産業建設常任委員長 向 正 則



総務・文教福祉・産業建設常任委員会の傍聴について (回答)

平成21年11月18日付けで提出された各常任委員会の傍聴申請につきましては、下記の事由により不許可といたします。

記

1. 法令等の根拠

常任委員会の傍聴については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第111条の規定に基づき、津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第17条第1項で「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」との制限公開制であり、条例に委ねられています。

2. 常任委員会傍聴の不許可事由

- (1) 各常任委員会室とも狭隘であり、委員席及び説明員席のみを有する構造であることから傍聴席を設けることができないため。
- (2) 議会制度検討委員会で常任委員会傍聴を含めて議会制度について審議しており、その結論が出ていないため。
- (3) 上記の理由により、平成21年第6回津幡町議会定例会において「町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願」が不採択となったため。